

ぐんま・つなごうネットメーリングリスト運営要領

(利用目的)

第1条 参加者間の情報や意見の交換を目的に、ぐんま・つなごうネットメーリングリスト（以下、「メーリングリスト」という。）を運営する。

(利用資格)

第2条 利用資格は、次に掲げる「刑事手続に付随する司法ソーシャルワークに関する申し合わせ」を行った四士会に登録または所属する者とする。

- (1) 群馬弁護士会に登録する弁護士
- (2) 群馬司法書士会に登録する司法書士
- (3) 一般社団法人群馬県社会福祉士会の会員である社会福祉士
- (4) 群馬県精神保健福祉士会の会員である精神保健福祉士

(費用負担)

第3条 参加者は、メーリングリストの利用に伴う費用負担義務を負わない。

(入退会)

第4条 メーリングリストの入退会について、以下のとおり定める。

- (1) 参加希望者は、管理責任者の承認を得てメーリングリストに参加する。
- (2) 参加者は、管理責任者に通知して、メーリングリストから退会する。
- (3) 管理責任者は、利用者が第5条及び第6条の事項について違反した場合には、当該利用者に弁明の機会を与えた上で、利用資格を停止し、メーリングリストから退会させることができる。

(投稿)

第5条 メーリングリストの投稿にあたって、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) メーリングリストの利用にあたって、次に掲げるメッセージを投稿しないこと。
 - ①名誉毀損又は誹謗中傷にわたるメッセージ
 - ②他人の財産権又はプライバシー等の権利を害するメッセージ
 - ③専ら営利を目的とするメッセージ
- (2) 具体的なケースに関する投稿をするときは、要支援者に関する報道の状況等も踏まえ、要支援者が特定されないように配慮する。要支援者の特定が避けられない場合は、要支援者のプライバシーを害しないよう特に配慮する。

(遵守事項)

第6条 メールリングリストの利用にあたって、以下に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 登録するメールアドレスは、個人用のものとする。第3者が閲覧できる共用メールアドレスの登録は不可とする。
- (2) メールリングリストに送信されたメールを、送信者に無断で転載等の方法により参加者以外の者に提供しないこと。
- (3) ウィルスやスパムなどの破壊的メッセージがメールリングリストに流れることが無いよう、防護対策を十分に施すこと。
- (4) その他、一般的にネットワーク利用上のエチケットとして知られている事項を十分に理解し、これを遵守すること。
- (5) 投稿内容が推察できる件名を付することとし、無題等、ウィルス感染が疑われる題名の使用は避けること。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、ぐんま・つなごうネット事務局の吉野晶とする。

施 行

令和2年1月1日